

さらに、控訴審では原審でほとんど審理されなかった洪水被害の拡大の危険性について重点的に審理されました。特に本件事業地は丸子川と多摩川に挟まれた船底のような窪地で、世田谷区のハザードマップでは最も浸水被害の大きいとされる濃い青色で塗りつぶされた地域なのです。このような地域に雨水の自然浸透を阻害する広大なコンクリートの建造物を建てることだけでも問題なのに、さらに11.2haという広大な面積全体を2階～3階の高さの人工地盤で覆ってしまうので、雨水は完全に周辺地域へ追い出される構造です。明らかに事業地内の住民や利用者のみが洪水被害を避けようとする意図的な構造になっています。これに対し、本判決は、都市再開発事業が不法行為を構成する可能性があることを認めながらも、科学的根拠を全く示すことなく本件再開発事業により周辺地域が甚大な洪水被害を受けるとした専門家意見書を採用せず、周辺住民の洪水被害の危険性を全く顧みない不当な判決です。

4 最後に

この闘いは、周辺住民が、初めて再開発事業の「公共性」の内容に鋭くメスを入れたものです。現在の行政手続きには、本来利害が対立する民間の「利潤追求」行為と住民主体の住環境を守って住み続けられるまちづくりとを、どう調整するのかという視点が全く欠落しています。私たちの主張について、裁判所に判断を仰ぐのではなく、むしろ、まちづくりの主人公である私たちが裁判所や行政の価値観を問う取り組みだと位置付けています。裁判所が偽りの「公共性」の名の下にバブル期の容積率神話のコンクリートの塊のまちづくりを追認するのか、経済情勢の激変、CO2排出規制の観点からも住民主体のまちづくりの方向転換へ重要な指針を示しうるのか注目される判決でした。

判決は残念ながらその重要な役割を果たすことができませんでした。

控訴人らは、引き続き、地域住民の意見を無視した「公共性」のない再開発事業に反対して闘い続けることを決意し、上告の方向で検討しています。